

緑地の保全、整備等総括表

緑地種別	平成7年4月1日									現況値(平成20年4月1日現在)									10年後(平成30年)															
	市街化区域整備量			市街化調整区域整備量			都市計画区域整備量			市街化区域整備量			市街化調整区域整備量			都市計画区域整備量			市街化区域整備量			市街化調整区域整備量			都市計画区域整備量									
	力所	面積(ha)	㎡/人	力所	面積(ha)	㎡/人	力所	面積(ha)	㎡/人	力所	面積(ha)	㎡/人	力所	面積(ha)	㎡/人	力所	面積(ha)	㎡/人	力所	面積(ha)	㎡/人	力所	面積(ha)	㎡/人	力所	面積(ha)	㎡/人		力所	面積(ha)	㎡/人			
住区基幹公園	街区公園	91	10.16	0.50	2	0.13	0.13	93	10.29	0.48	136	12.02	0.54	4	2.05	2.03	140	14.07	0.61	169	13.74	0.60	5	2.18	2.07	174	15.92	0.66						
	近隣公園	3	3.16	0.16				3	3.16	0.15	3	3.25	0.15	1	2.23	2.21	4	5.48	0.24	4	4.65	0.20	1	2.23	2.12	5	6.88	0.29						
	地区公園	3	13.92	0.69				3	13.92	0.65	2	9.56	0.43	1	4.36	4.31	3	13.92	0.60	2	9.56	0.42	1	5.99	5.70	3	15.55	0.65						
	計	97	27.24	1.34	2	0.13	0.13	99	27.37	1.29	141	24.83	1.12	6	8.64	8.55	147	33.47	1.45	175	27.95	1.22	7	10.40	9.89	182	38.35	1.60						
都市基幹公園	総合公園																																	
	運動公園																																	
	計	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00						
	基幹公園計	97	27.24	1.34	2	0.13	0.13	99	27.37	1.29	141	24.83	1.12	6	8.64	8.55	147	33.47	1.45	175	27.95	1.22	7	10.40	9.89	182	38.35	1.60						
特殊公園	風致公園																																	
	動植物公園	1	0.25	0.01				1	0.25	0.01	1	0.27	0.01				1	0.27	0.01	1	0.27	0.01				1	0.27	0.01						
	歴史公園																																	
	墓園																																	
	その他																																	
広場公園																																		
広域公園														1	19.77	19.56	1	19.77	0.86				2	166.70	158.51	2	166.70	6.93						
緩衝緑地																																		
都市林																							1	2.14	2.03	1	2.14	0.09						
都市緑地								8	0.97	0.05							10	1.58	0.07				2	0.75	0.71	13	2.43	0.10						
緑道																																		
	都市公園計	106	28.46	1.40	2	0.13	0.13	108	28.59	1.34	152	26.68	1.21	7	28.41	28.11	159	55.09	2.38	187	29.90	1.30	12	179.99	171.14	199	209.89	8.73						
青少年広場								35	4.91	0.24	6	2.66	2.67	41	7.57	0.36	24	2.90	0.13	4	2.36	2.34	28	5.26	0.23	24	2.90	0.13	4	2.36	2.24	28	5.26	0.22
未公告公園								7	0.61	0.03	2	0.17	0.17	9	0.78	0.04	4	0.67	0.03	2	0.64	0.63	6	1.31	0.06	1	0.05	0.00			1	0.05	0.00	
未公告緑地																	2	0.11	0.00	2	0.75	0.74	4	0.86	0.04	1	0.006	0.00			1	0.006	0.00	
その他(市民の森など)								1	0.31	0.02	1	1.59	1.60	2	1.90	0.09	1	0.29	0.01	1	1.59	1.57	2	1.88	0.08	1	0.29	0.01			1	0.29	0.01	
運動場・グラウンド								1	0.69	0.03	2	6.89	6.92	3	7.58	0.36	1	0.55	0.02	2	3.44	3.40	3	3.99	0.17	1	0.55	0.02	2	4.56	4.34	3	5.11	0.21
家庭菜園																	11	1.50	0.07	4	0.42	0.42	15	1.92	0.08									
その他(公共公益施設)								32	9.91	0.49	5	2.80	2.81	37	12.71	0.60	32	9.91	0.45	6	7.19	7.11	38	17.10	0.74	32	9.91	0.43	5	2.59	2.46	37	12.50	0.52
公共施設緑地計								76	16.43	0.81	16	14.11	14.16	92	30.54	1.44	75	15.93	0.72	21	16.39	16.22	96	32.32	1.40	60	13.71	0.60	11	9.51	9.04	71	23.22	0.97
都市公園等の公共施設緑地								182	44.89	2.21	18	14.24	14.29	200	59.13	2.78	227	42.61	1.93	28	44.80	44.33	255	87.41	3.78	247	43.61	1.90	23	189.50	180.18	270	233.11	9.70
市民緑地																							9	0.95	0.04					9	0.95	0.04		
市民農園																	3	0.21	0.01	7	0.44	0.44	10	0.65	0.03	14	1.71	0.07	11	0.86	0.82	25	2.57	0.11
社寺境内地																	54	12.55	0.57	17	5.47	5.41	71	18.02	0.78	54	12.55	0.55	17	5.47	5.20	71	18.02	0.75
ゴルフ場																	1	22.60	1.02	3	157.60	155.93	4	180.20	7.80	1	22.60	0.98	3	157.60	149.85	4	180.20	7.50
民間施設緑地計								52	55.26	2.72	8	162.28	162.88	60	217.54	10.22	58	35.36	1.60	27	163.51	161.78	85	198.87	8.61	78	37.81	1.64	31	163.93	155.87	109	201.74	8.39
施設緑地計								234	100.15	4.94	26	176.52	177.18	260	276.67	13.00	285	77.97		55	208.31		340	286.28	12.39	325	81.42		54	353.43		379	434.85	18.09
特別緑地保全地区																																		
風致地区																																		
自然環境保全地域								1	0.80	0.04	3	7.70	7.73	3	8.50	0.40	(1)	0.80	0.04	3	7.70	7.62	3	8.50	0.37	(1)	0.80	0.03	1	2.00	1.90	1	2.80	0.12
生産緑地地区								484	64.00	3.15				484	64.00	3.01	447	64.70	2.93				447	64.70	2.80	447	64.70	2.81	0	0.00	0.00	447	64.70	2.69
農用地区域																				3	84.84	83.94	3	84.84	3.67	0	0.00	0.00	3	84.84	80.67	3	84.84	3.53
保安林区域								1	1.20	0.06	1	124.00	124.46																					
その他の地域制緑地																																		
法による地域制緑地計								486	92.20	4.55	3	303.70	304.83	489	395.90	18.60	447	111.55	5.05	6	249.56	246.92	453	361.11	15.63	447	111.55	4.85	9	263.46	250.51	456	375.01	15.60
保存樹林								45	5.00	0.25	1	0.40	0.40	46	5.40	0.25	34	3.42	0.15	0	0.00	0.00	34	3.42	0.15	34	3.42	0.15	0	0.00	0.00	34	3.42	0.14
条例等によるもの								45	5.00	0.25	1	0.40	0.40	46	5.40	0.25	34	3.42	0.15	0	0.00	0.00	34	3.42	0.15	34	3.42	0.15	0	0.00	0.00	34	3.42	0.14
小計								97.20	4.79		304.10	305.23		401.30	18.86		114.97	5.20		249.56	246.92		364.53	15.78		114.97	5.00		263.46	250.51		378.43	15.74	
地域制緑地間の重複																																		
地域制緑地計								97.20	4.79		279.50	280.54		376.70	17.70		114.97	5.20		224.96	246.92		339.93											

みどりの基本計画事業費概算書(千ノ川整備事業、(仮称)柳島スポーツ公園整備事業などの大規模整備事業は除く)

金額単位 千円

施策の方針		前期 (H21～H23)	中期 (H24～H26)	後期 (H27～H30)	事業費	特定財源	一般財源	備考
みどりの 保全	地域制緑地などによるみどりの保全	107,993	109,495	109,497	326,985	16,210	310,775	特別緑地保全地区指定の推進、市民緑地制度の推進など
	地区のみどりの保全	0	2,500	2,500	5,000	0	5,000	保全配慮地区指定によるみどりの保全、伐採樹木届出制度の設立
計		107,993	111,995	111,997	331,985	16,210	315,775	
みどりの 再生	公園・緑地の再生	0	39,200	39,200	78,400	0	78,400	公園再生(公園リニューアル)の推進
	海岸のみどりの再生	-	-	-	-	-	-	海岸性植生保全・再生の推進
計		0	39,200	39,200	78,400	0	78,400	
みどりの 創出	道路緑化の推進	0	5,000	5,000	10,000	0	10,000	街路樹緑化の推進、街路樹リニューアルの推進など
	公園・緑地の整備	151,085	163,385	163,385	477,855	88160	389,695	市民の森の再整備、身近な公園の整備など
	地区の緑化推進	0	1,000	1,000	2,000	0	2,000	緑化重点地区指定による緑化の推進、茅ヶ崎駅周辺緑化の推進・充実など
	民有地緑化の推進	61,466	64,466	62,968	188,900	0	188,900	緑化地域制度の導入、記念樹配布事業の実施など
計		212,551	233,851	232,353	678,755	88160	590,595	
施策の 推進	基本計画の推進	-	-	-	-	-	-	茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し
	協力体制の構築	7,331	7,334	7,335	22,000	0	22,000	(仮称)みどり審議会の設置・運営、みどりの里親制度の充実・普及など
	PR・情報提供の充実	500	12,875	12,875	26,250	0	26,250	緑地保全優遇施策のPR・協力の働きかけなど
	資金の充実	90,000	90,000	120,000	300,000	0	300,000	茅ヶ崎市みどりのまちづくり基金の充実など
計		97,831	110,209	140,210	348,250	0	348,250	
総合計		418,375	495,255	523,760	1,437,390	104,370	1,333,020	

*公園みどり課における10年間の経常経費

239,192千円(平成20年度予算)－63,729千円(上記施策に反映されている事業費)＝175,463千円×10年 1,754,630千円

用語解説

【あ】

暗渠

河川や水路などを地中に埋設したものです。

オープンガーデン

「公開の庭」あるいは「庭を公開する」という意味で、チャリティなどのために個人の庭を一般に公開することです。

【か】

回遊動線

地域の優れた自然や歴史に関わる様々な見所を徒歩や自転車などで巡り楽しむコースです。

外来種問題

海外起源のアライグマやオオブタクサなどの外来生物が、地域の生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす問題です。

籠マット工法

石材を金属製の籠などに詰めたものを護岸に用いる工法です。河川の動植物の生育・生息環境の保全・再生に貢献します。

家庭菜園

本市の制度で、市民に対し家庭菜園用の区画を3年間契約で貸し出す茅ヶ崎市の事業です。市民の健康づくりや栽培を通じた農業への関心、理解を深めてもらうことを目的としています。

環境空地率

浜見平地区都市デザインガイドラインに基づき、ゆとりある快適な生活環境を実現する指標として定義されたもので、歩行者を

主体とした広場や通路（駐車場や自動車車路を除く）、緑化スペースなどの空間の敷地面積に対する割合を表したものです。

観光農園

本市が取り組んでいる農業施策で、市民が地場産の野菜や果物などの収穫を体験し、直接購入することができるようにしている農園のことです。

管理協定制度

土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度です。これにより、土地所有者の特別緑地保全地区などの管理負担を軽減することができます。

協働

市民、NPO、事業者、行政などがそれぞれに持つ特性を活かして、よきパートナーとして連携し、力を合わせてまちづくりなどに取り組むことです。

グリーンバンク制度

引越しなどの際に不要となった樹木を市が引き取り、公共施設である学校・公園などで活用するこれまでの本市の制度に、このみどりの基本計画では、樹木を譲りたい人と引き取りたい人を結びつけることを加えていくこととしています。

景観行政団体

景観法第7条第1項に規定する「景観法に基づく景観計画を策定しそれを実施する主体」です。政令市、中核市、都道府県が自

動的に景観行政団体となります。また、その他の市町村は、都道府県知事の同意を得て、景観行政団体になることができます。本市は、平成 18 年 4 月に景観行政団体になりました。

景観計画

景観法第 8 条第 1 項に規定する「景観行政団体が定める地域の特性にふさわしい良好な景観の形成に関する計画」です。良好な景観の形成に関する方針や行為の制限に関する事項などを定めることができます。

景観形成基準

景観計画に基づいた基準で、建築物または工作物の形態意匠、高さの最高・最低限度、壁面位置の制限または建築物の最低敷地面積などを対象とします。

景観重要公共施設

道路、河川、港湾、都市公園などの公共施設で良好な景観の形成に重要な公共施設を景観法に基づき景観重要公共施設として指定し、景観行政団体が景観計画に施設の整備に関する事項や施設に関する占用などの許可の基準を定め、良好な景観形成を図るものです。

景観重要樹木

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木であって、景観行政団体の長が指定した樹木のことです。景観重要樹木の伐採または移植には、景観行政団体の長（都道府県知事、市町村長）の許可が必要となります。

減反政策

日本における米の生産調整を行うための農業政策です。具体的な方法として、米作農家に作付面積の削減を要求するため、「減

反」の名が付けました。

後背湿地

河川の洪水などによりできた微高地の自然堤防の背後にある低湿地です。後背湿地は低地で水はけが悪いため、水田として利用されてきました。

【さ】

里山

集落や人里に近接し、落ち葉や薪の採取場として利用されてきた林とその周辺環境を含むものです。

里山ランドスケープ

このみどりの基本計画では、里山の生活様式と、生活と自然の関わりのなかで育まれてきた雑木林や田畑、畦、屋敷林などから構成される自然環境資源及び景観を含む総合的な地域のことを示しています。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち既に市街地を形成している区域か、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域です。市街化調整区域では、原則として用途地域を定めないことになっており、農林漁業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除き、市街化を促進する都市施設などの開発行為は許可されません。

SEGES（シージェス）

（財）都市緑化基金が貢献度の高い優れたみどりを評価認定する制度です。この制度の活用により、優良な緑地を積極的に保

全・維持・活用する事業者などの取り組みが一般に広く認められることとなります。

施設緑地

都市公園法に基づいた「都市公園」と都市公園以外の「公共施設緑地」および「民間施設緑地」を含む緑地です。

自然環境保全地域

神奈川県条例に基づき県知事が指定するもので、森林、草原、河川、湖沼、海岸若しくは海面の区域又は自然環境がこれらに類する区域であり、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを対象に、自然環境の保全を総合的に推進することを目的に指定するものです。

自然堤防

河川の洪水のたびごとに堆積する土砂により形成された微高地です。

市民農園

市民農園整備促進法に基づき、市内の耕作をしなくなった農地を地権者自らが区画貸し農園として開設し、市民に貸し出すものです。

市民緑地制度

都市緑地法に基づく制度で、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と市が契約を締結し、地域の人々が利用できる緑地や緑化施設を公開する制度です。

修景緑化

景観の向上を目的とした緑化です。

食育

生活や健康の基本である食生活に関する教育です。食べ物のバランスよい摂取方法や、食品の選び方、食卓、食器といった食環境を整える方法、さらに食に関する文化など、

広い視野から食について教育することです。

植生

ある地域における植物体の集まりの総称です。植生の成立は、地形や気候などの環境要因や、伐採や農耕などの人為的要因の影響を受けます。

植物相

ある一定の地域に生息している植物の全種です。

水害防備保安林

森林法に基づく保安林の種類の一つです。洪水時に、氾濫する水の流れを弱め、漂流物による被害を防ぐ目的があります。

生産緑地制度

良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図ることを目的とした制度です。

生態系ネットワーク

都市の生態系の保全、回復を図るため、都市全体を対象に生きものの生育・生息空間として重要なみどりを核として、都市内に点在するみどりを結びつける（ネットワークする）システムです。

生物相

一定の場所の植物群と動物群を合せたものです。

生物多様性

遺伝子・種・生態系レベルなどで多くの生物種が存在することです。さまざまな生物がいる「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や、動物、植物、微生物がおりなす「生態系の多様性」も含まれます。

潜在自然植生

人間によって伐採や植林などの手が加えられていない植生です。

草本

木本に対する言葉で、茎が木質にならない植物を指します。

【た】

地域制緑地

緑地の保全や緑化を推進するため、一定の土地の区域に対して適用し土地利用や開発を規制する法律や条例などに基づく制度による緑地をいいます。都市公園などの施設緑地に対し、地域制緑地といいます。

地産地消

地域で生産された農作物などをその地域で消費することです。消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして各地で進められています。

邸園文化

邸園とは、邸宅の「邸」と庭園の「園」を組み合わせた造語です。相模湾沿岸地域は明治期から別荘地・保養地として発展し、様々な文化が生まれてきました。邸園文化とは、相模湾沿岸地域の歴史的蓄積である邸宅や庭園、文学、音楽などの文化を示します。

提供公園

一定規模以上の開発行為にともない設置され、市に移管される公園のことです。

特別緑地保全地区

都市計画法第8条に規定される地域地区として定めるものであり、市街化の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・

文化的価値を有する緑地、風致または景観が優れている緑地、動植物の生育・生息地となる緑地などの保全を図ることを目的とするものです。

都市計画区域

市町村の行政区域にとられず、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域です。指定は県知事が行います。

都市公園法

都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とした、公園の設置及び管理に関する基準などを定めた法律です。

都市緑地法

良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活を確保することを目的として、都市における緑地の保全および緑化の推進に関して必要な事項を定めた法律です。景観法の制定にあわせ、都市公園法とともに平成16年12月の法律改正により都市緑地保全法から現在の名称に変更されました。

飛石ビオトープ

市内に点在するみどりを飛石と見立てて、それらがトンボやチョウ、鳥などの生息環境として機能するものを「飛石ビオトープ」と呼びます。

【な】

二次林

伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の成長や人為による植栽などにより成立した林の総称です。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後相当期間（おおむね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域として、県が市町村と協議して市町村毎に指定するものです。

農用地区域

それぞれの市町村の農業振興地域整備計画の農用地利用計画において定められた、今後とも相当長期にわたって農業上の利用を確保すべき土地の区域をいいます。

【は】

ハンギングプランター

花などを植えたプランターをロープやワイヤーで吊るしたものです。

ピオトープ

特定の生物群集が生存できる特定の環境条件を備えた一定のまとまりのある空間をいいます。近年では、自然環境を保全し創造するため人為的に創りだされた生物生息空間に対してもこの言葉が用いられます。

風致地区

水やみどりなどの自然的な要素に富み良好な自然的景観の維持が必要な区域において、建築などの行為規制を行い、都市環境の保全を図るために指定された地区のことです。

保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林です。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更などが規制されます。

保全配慮地区

都市緑地法第4条にいう「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことです。この地区では、風致景観の保全の観点、生態系の保全の観点及び市民の自然とのふれあいの場の提供などの観点から、特に緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区として位置づけ、地区内で講じる緑地保全施策が定められます。

保存樹木制度

一定の基準を満たす樹木の所有者に対し、保全費の助成を行う本市の制度です。

保存樹林制度

一定の基準を満たす樹林地の所有者に対し、保全費の助成を行う本市の制度です。

【ま】

未公告公園・緑地

都市公園・緑地の設置にあたり、都市公園法に基づいた一般市民への告知を行っていない公園・緑地のことです。この緑の基本計画では、市内の未公告公園について都市公園として位置づけ、公告していくこととしています。

【や】

屋敷林

屋敷の周囲に防風や防火のために設けた樹林です。

谷戸

斜面樹林と低湿地から構成される地形のことです。

ユニバーサルデザイン

高齢者や障害者をはじめ、誰もが使い易い

よう配慮したデザインのことで。

【ら】

ランドスケープコードガイドライン

このみどりの基本計画では、みどりを創出する際に景観向上を図るために、みどりのデザインについてルール化したものという意味で用いています。

緑地協定

土地所有者などの合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。緑地協定では土地の区域、保全または植栽する樹木などの種類、有効期間、違反した場合の措置などを定めます。

緑地保全地域制度

無秩序な市街地化の防止または公害もしくは災害の防止のため適正に保全する必要がある緑地や、地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要がある緑地を対象とし、一定の土地利用との調和を図りつつ適正な保全を図ることを目的として、都市計画法第8条第3項により地域地区として都道府県が指定する制度です。

緑被率

市域面積に占める緑被地の面積割合を示しています。本市では緑被地を樹木地、農耕地、自然草地、人工草地、水面としています。

緑化施設整備計画認定制度

緑化地域及び緑化重点地区において、民間の一定規模の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市町村長が認定し、事業者が税制面で優遇措置を受けることができる制度のことです。

緑化地域制度

みどりが不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度で、これにより効果的に緑を創出することが可能となります。

林床管理

次代の樹林の構成種や草本などの育成、良好な樹林景観形成、維持などを目的として、樹林内の下草などを管理することです。